

春日部市環境センター条例の一部を改正する条例

春日部市環境センター条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第3条の2</u>） （業務）</p> <p>第4条 春日部市し尿処理場（以下「し尿処理場」という。）は、<u>し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に関する業務</u>を行う。</p> <p>（業務）</p> <p>第10条 春日部市豊野環境衛生センター（以下「豊野環境衛生センター」という。）は、<u>可燃物の処理に関する業務</u>を行う。</p> <p>（業務）</p> <p>第27条 春日部市資源選別センター（以下「資源選別センター」という。）は、<u>資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のうち、びん、かん類等の選別及び処理に関する業務（ペットボトルについては、合併前の春日部市の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）</u>を行う。</p> <p>（業務）</p> <p>第32条 春日部市資源選別センター庄和（以下「資源選別センター庄和」という。）は、<u>資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>） （業務）</p> <p>第4条 春日部市し尿処理場（以下「し尿処理場」という。）は、<u>次に掲げる業務</u>を行う。</p> <p>（1） し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に関すること。 （業務）</p> <p>第10条 春日部市豊野環境衛生センター（以下「豊野環境衛生センター」という。）は、<u>次に掲げる業務</u>を行う。</p> <p>（1） 可燃物の処理に関すること。 （業務）</p> <p>第27条 春日部市資源選別センター（以下「資源選別センター」という。）は、<u>次に掲げる業務</u>を行う。</p> <p>（1） 資源物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）のうち、びん、かん類等の選別及び処理に関すること（合併前の春日部市の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。）。 （業務）</p> <p>第32条 春日部市資源選別センター庄和（以下「資源選別センター庄和」という。）は、<u>次に掲げる業務</u>を行う。</p>

<p><u>項に規定する再生資源をいう。)</u>のうち、<u>ペットボトルの選別及び処理に関する業務(合併前の庄和町の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。)</u>を行う。</p> <p>(廃棄物の処理)</p> <p>第38条 春日部市一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)で埋立処分する廃棄物は、<u>豊野環境衛生センターから排出された燃え殻</u>とする。</p>	<p>(1) 資源物(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。)のうち、びん、かん類等の選別及び処理に関すること(合併前の庄和町の区域において発生したものに限る。ただし、市長が特に認めたものを除く。)</p> <p>(廃棄物の処理)</p> <p>第38条 春日部市一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)で埋立処分する廃棄物は、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>豊野環境衛生センターから排出された燃え殻</u></p>
--	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。